

【令和6年4月改訂版】

令和5・6年度長崎県入札参加資格申請要領 【随時申請】（建設コンサルタント等業者用）

長崎県土木部監理課
095-894-3015(直通)

1. 入札参加資格の制限

次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 営業に関し、法律上必要となる要件を満たさない者
- (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (6) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く）

2. 申請方法 以下(1)(2)の手順により申請する。

- (1) 「[長崎県入札参加資格電子申請システム](#)」により申請書を作成する。
- (2) (1)にて作成した申請書類及び各種根拠資料等を「令和5・6年度[入札参加資格審査\(随時申請\)](#)」[建設工事関連業務]提出用」により県に提出する。
リンク先（長崎県電子申請システムトップページ）において上記申請手続きを検索してください。

3. 受付期間 令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

4. 資格の有効期間 資格認定日から令和7年3月31日まで 資格認定日は申請を行った翌々月の初日。

5. 契約保証金の免除措置について [次ページ参照](#)

5 . 契約保証金の免除措置について

本県と契約を締結する場合は、長崎県財務規則第111条（契約保証金）により、原則として保証金を徴収することになっています。

ただし、免除を希望する場合は、以下の要件を満たす **2件分の履行完了が確認できる書類**を提出してください。（1業者につき2件とし、業種別には不要です。2件以上履行完了実績がある場合は、契約金額が大きいものから2件を選んでください。）

（注）免除の対象となる契約金額の範囲等については提出された書類により、個々に県において決定するものであり、書類の提出をもって直ちに免除されるものではないので念のため申し添えます。また、提出しなくても入札参加資格審査申請は可能です。

【要件】

- 1 . 契約の相手方が国又は地方公共団体（都道府県・市町村・一部事務組合）との調査、設計、測量業務

契約の履行完了実績が2件以上あること。

独立行政法人、国立大学法人は対象外

都道府県・市町村の公社は対象外

JV（共同企業体）として履行した場合は、協定書等の出資割合がわかる書類を提示すること。

- 2 . 契約締結日が**令和3年4月1日以降**のものであって、かつ履行完了していること。

【提出書類】

履行証明とは次の から までのいずれかとします。

契約書の写し及び業務完了確認書の写し

契約書の写し及び発注者が発行した履行証明書（契約締結日、金額、業務名、工期、完成年月日、発注者及び受注者等が確認できるもの）の写し

テクリスの竣工登録データの写し

なお、 から までを組み合わせて2件提出でもかまいません。

申請の手順及びスケジュール

利用登録（IDを取得する）

IDをすでに取得している場合は、利用登録は必要ありません。

電子申請システムにアクセスします。

「利用登録」画面で、申請情報を入力し利用登録を行います。

「仮登録確認」のメールが届きます。メール内のURLにアクセスしてください。

「利用登録承認」のメールが届きます。IDが発行されます。

から までの作業を続けて行ってください。

入札参加資格審査申請

「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。

ID・パスワードを準備のうえ、電子申請システムにログインします。

必要項目を入力のうえ、電子申請を行ってください。

入札参加資格申請書を印刷します。

電子申請システムに入力し、「申請」ボタンをクリックしただけでは、申請は終了していません。必ず、電子申請システムにより印刷した申請書及び添付書類を併せて期限までに提出してください。

また、書類のみを提出しても電子申請システムで「申請」ボタンをクリックしないと申請は終了していませんので、ご注意ください。

必要書類の送付 **令和6年度から取扱変更**

申請データの送信が終わりましたら、必要書類と併せて「令和5・6年度入札参加資格審査（随時申請）[建設工事関連業務]提出用」にて提出してください。

長崎県における審査

審査の結果、修正箇所・不備書類があった場合

長崎県から不適正の通知メールがありますので、申請データの修正・不備書類の送付をしてください。

審査完了

審査が完了した場合

担当者情報欄に登録されているメールアドレスあて、審査完了の連絡（適正）メールが送信されます。受付期間終盤は申請が殺到し、適正メールが発行されるまで期間を要しますので、ご了承願います。

変更の届出

入札参加資格申請後に申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更の届出申請を行ってください。また、関係法令上、変更が生じた場合も、遅滞なく変更の届出申請を行ってください。

（P6「入札参加資格申請後の変更の届出についての注意点」参照）

- （1）「電子申請の手引き」をよくご確認のうえ、申請してください。
- （2）原則、書面での申請は受付致しません。電子申請システムをご利用ください。
- （3）電子申請システムから出力された「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」については、出力した日付が印字されますので、その日付のままで提出してください。
- （4）変更内容により添付書類が必要です。変更事項及び添付書類についてはホームページでご確認ください。

申請にあたっての注意事項

新規申請以外は、現年度の業者情報が自動表示されます。必要に応じて修正してください。

入札参加資格申請後の変更の届出についての注意点

測量や建設コンサルタントなどの各業務の運営規定や登録規定などの関係法令に基づいた事業運営ができなくなった場合（例えば、必要な有資格者の配置ができないなど）には、国（所管庁）へ変更届や廃止届を提出することとなっています。

国への変更等がなされない場合は、実質的には入札参加資格の要件を欠いているにもかかわらず、形式的には資格を保有し、入札に参加することにより、適正かつ公正な入札の執行に大きな影響を及ぼすこととなります。

各業務内容に変更が生じた場合には、必ず国へ変更届を提出するとともに、変更内容が入札参加資格要件の有無にかかわる場合には、国への提出期限に関わらず、遅滞なく、入札参加資格の変更届を提出していただくようお願いいたします。